

令和 7 年 1 月 2 4 日
九州地方整備局
九州技術事務所

～令和 7 年度 災害時等協力業者の公募について～

＜ 災害発生時に迅速かつ確実な災害支援活動を行うために ＞

＜目的＞

国土交通省九州技術事務所では、災害発生時に使用する災害対策用機械機器を保有しており、九州地方整備局管内及び全国の地方整備局等並びに自治体等において、災害が発生した場合の災害支援活動を行っております。

災害発生時に迅速かつ確実な災害支援活動が行えるよう、下記の「災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定」（協定 1）及び「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（協定 2）並びに「災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定」（協定 3）について、協力いただける業者を募集します。

記

＜主な内容＞

「災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定」（協定 1）

- 1) 九州技術事務所が保有又は保管する災害対策用機械機器等（以下、「災対機械等」という。）の運搬、設置撤去、操作、分解組立等の作業全般

※対象となる災害対策用機械機器等は、参考資料を参照。

「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（協定 2）

- 1) 九州技術事務所が保有する投下型水位計の運搬・設置
- 2) 大規模土砂災害時調査（火山噴火等）
 - ・九州技術事務所が保有する自動降灰量計の運搬・設置・観測・点検・撤去
 - ・火山灰採取・分析（無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・簡易降灰量計の設置・回収・分析・データ整理・撤去
 - ・降灰量調査（データ分析、無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・火山灰堆積厚調査
 - ・浸透能調査（無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・SfM による画像加工及び解析（撮影・画像収集含む）
 - ・人工衛星による撮影・画像収集・画像加工及び解析

「災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定」(協定3)

1) 災害の拡大防止と早期復旧等に関する事項について、遠隔操縦式重機を用いた配置計画等の検討を想定

1. 公募期間

令和7年1月24日(金)～令和7年2月18日(火)

2. 公告内容・技術資料等説明書様式等

九州技術事務所ホームページに令和7年1月24日(金)から掲載します。

技術資料等説明書様式等は、九州技術事務所ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/>

3. 協定期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 電話：0942-32-8245 (代表)

(協定1・3) 技術活用・人材育成課長 白川 富治(しらかわ とみはる) (内線381)

(協定2) 火山防災減災課長 矢野 敦久(やの あつひさ) (内線341)

公 告（協定１）

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和７年１月２４日

国土交通省 九州地方整備局
九州技術事務所長 山下 尚

１．基本協定の概要等

（１）基本協定名

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定

（２）基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災業務計画」及び「九州技術事務所防災業務計画」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄管理区間以外（他の地方整備局、地方自治体等）において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と施設被害等の早期復旧に資することを目的とする。

（３）基本協定の実施内容

本協定の実施内容は、災害時における災害対策用機械の出動等（以下、「災対機械の出動等」という。）に関する作業とする。ここでいう災対機械の出動等とは、九州技術事務所が保有又は保管する災害対策用機械機器等（以下「災対機械等」という。）の運搬、設置撤去、操作、分解組立等及び資機材等の運搬作業とする。

（４）基本協定の区間及び締結予定業者数

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合にはその限りではない。

なお、協定締結業者数は機械毎に１５社程度とする。

（５）災対機械等の対象範囲

基本協定の対象となる九州技術事務所が保有又は保管する災対機械等は、技術資料等説明書に示す「別添－１」及び「別添－２」のとおりとする。

なお、技術資料等説明書は、別途交付する。

（６）基本協定の期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（７）基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者の選定については、九州地方整備局管内における次の項目等を技術資料等説明書の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し決定するものとする。

- ① 工事、業務、役務の提供等における施工実績。
- ② 災害時等での災対機械等又はそれに類する機械の出動に関する作業（運搬、設置、操作、分解・組立）の施工実績。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械をいう。

- ③ 災害時の応急復旧工事又は災害箇所の調査、測量の作業の実績。
 - ④ 災害時における上記②又は③に関わる協定締結実績。
 - ⑤ 派遣作業員数及び資格保有者状況。
 - ⑥ 派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離。
- なお、①～④の実績を有しなくても、本公告の募集に参加できる。

(8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(9) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に災対機械等の出動等を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、上記(7)の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、災対機械等の出動等を行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生や要請がなかった場合は、災対機械の出動等を行わないことがあることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 下記①又は②に該当するもの。

①令和7・8・9年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「運送」、「車両整備」又は「建物管理等各種保守管理」で九州・沖縄地域の認定を受けている又は申請していること。ただし、認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

②九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度の「一般土木工事」、「鋼橋上部工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請していること。

ただし、認定を令和7年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 協定締結参加申請書(技術資料を含む)の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在し、派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所に概ね90分で到着できること。

(7) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する者を対象とする。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話 代0942-32-8245）

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 技術活用・人材育成課

(2) 技術資料等説明書の交付方法

①交付方法：九州技術事務所ホームページで交付。（<http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/>）

これにより難しい場合は、上記4.（1）まで連絡すること。

(3) 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和7年1月24日（金）から令和7年2月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4.（1）に同じ。

③提出方法：参加申請書等必要書類をPDF形式（ファイル容量は、10MBを超えないものとする。）で作成し、アドレス：qsr-kyugi@ki.mlit.go.jpへメールで提出するものとする。

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出してもよいものとする。

ただし、郵送する際は表封筒に「『災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、技術資料等説明書による。

(2) その他、詳細は技術資料等説明書による。

別添－１ 九州技術事務所が保有又は保管する災害対策用機械機器等
(災害時における災害対策用機械の出動等に関する協定対象分)

用途	機械機器等名	機械番号	規 格	緊急 指定	必 要 資 格 等
災害 対策 用	対策本部車	30-4931	車体拡張型	有	中型免許
	待機支援車	29-1992	中型、バスタイプ(4床式)	有	準中型免許
	待機支援車	19-4931	小型、4×4D	有	普通免許
	排水ポンプ車	25-4912	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4913	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4941	30m ³ /min	有	中型免許
	照明車	23-1991	2.0KW×6灯、20m、ブーム、 カメラ付、25KVA	有	準中型免許
	照明車	25-4981	LED1.2KW×6灯、20m、ブーム、 カメラ付、25KVA	有	中型免許(8t限定)
	照明車	27-4982	LED1.2KW×6灯、20m、ブーム、 カメラ付、25KVA	有	中型免許(8t限定)
	照明車	R02-1981	LED1.2KW×6灯、20m、ブーム、 カメラ付、13KVA	有	準中型免許
	橋梁点検車	22-1991	バケット式	有	大型免許・高所作業車(10m以上)
	作業車	27-4065	3t積 定員2人 2.9t吊りクレーン付き (公共応急作業車)	有	中型免許(8t限定) 玉掛け・小型移動式クレーン運転
	応急組立橋	06-1991	支間40m 巾員6.5m	—	(組立式下路ワーレントラス橋、支間16mを基 本に4m毎に40mまで架設)
	応急組立橋	55-1296	支間30m 巾員3.5m	—	(組立式下路トラス橋、支間24mを基本に2m 毎に30mまで架設)
	バックホウ	05-004-001	0.45m ³ 級	—	車両系建設機械(整地等)
	遠隔操縦式バックホウ	11-5-2	0.8m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	分解組立型バックホウ	25-4931	1.0m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	R02-1993	バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	28-063-001	バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	不整地運搬車		1.4t積、2.6t吊りクレーン付 ゴムクローラー式	—	不整地運搬車
	災害対策用照明装置		キセノン式投光器:1000w×1灯 LED照明:1600w×2灯 発光:8kva	—	
	散水車	R02-1921	6, 500L、給水装置付	—	大型免許
	資機材等		車両移動装置(吊具)、車両移動装置 (ゴージャッキ)、車両移動装置(ドー リー)、フォークリフトレッカー、ロー ダー用フォーク(ZW100用、WA100 用、C910用)、大型土のう袋、大型土 のう袋詰機、ジャッキ付コンテナ、可搬 式遠隔操作室、つかみ装置、油圧ブ レーカ、投下型水位計等	—	

※災害対策用機械機器等の概要については、九州技術事務所ホームページを参照ください。
https://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/kiki_bousai/saigai_kikai/index.html

公告（協定２）

災害時における応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 2 4 日

国土交通省九州地方整備局
九州技術事務所長 山下 尚

1. 基本協定の概要等

（１）基本協定名

災害時における応急対策業務に関する基本協定

（２）基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災業務計画」及び「九州技術事務所防災業務計画」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄管理区間以外（他の地方整備局、地方自治体等）において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

（３）基本協定の実施内容

本協定の内容は、災害時における応急対策業務とする。ここでいう、応急対策業務とは以下に示す内容を想定しているが、本基本協定締結業者が対応可能な範囲とする。

- 1) 投下型水位計（小型タイプ） 1 基の陸路及び空路運搬、設置
投下型水位計（大型タイプ） 1 基の空路運搬、設置
- 2) 大規模土砂災害時調査（火山噴火等）
 - ・自動降灰量計の運搬、設置、観測、点検、撤去
 - ・火山灰採取、分析（無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・簡易降灰量計の設置、回収、分析、データ整理、撤去
 - ・降灰量調査（データ分析、無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・火山灰堆積厚調査
 - ・浸透能調査（無人航空機を使用した調査を含む）
 - ・SfM による画像加工及び解析（撮影、画像収集を含む）
 - ・人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析

※投下型水位計（大型タイプ） 1 基、自動降灰量計 4 基は九州技術事務所が保有している。

※投下型水位計（小型タイプ） 1 基は令和 7 年度に九州技術事務所で購入予定である。

※投下型水位計（大型タイプ）の空路運搬は回転翼航空機（ヘリコプター）で、投下型水位計（小型タイプ）の空路運搬は回転翼航空機（ヘリコプター）又は無人航空機（ドローン）での運搬とする。

※降灰量調査、浸透能調査の機材については九州技術事務所からの貸与が可能である。

（４）基本協定の区間及び締結予定業者数

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合にはその限りではない。

なお、協定締結業者数は 1. （３）基本協定の内容毎に 1 0 社程度とする。

（５）基本協定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(6) 基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者の選定については、九州地方整備局管内における次の項目等を技術資料等説明書「別添－１」の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し、決定するものとする。

- ・業務実施体制
- ・技術士の在勤人数
- ・測量士等の在勤人数
- ・業務又は役務の実績
- ・業務成績

(7) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に応急対策業務を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、上記(6)の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定、また、上記(6)の評価が同率の場合は、本基本協定締結業者の過去２カ年度の業務成績に基づき協定締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、応急対策業務を行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生や要請がなかった場合は、応急対策業務の出動等を行わないことがあることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格

①「１．（３）基本協定の内容」で１）を希望の場合

以下の１）または２）に該当するもの。

- １）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている又は申請していること。ただし、認定を令和７年４月１日時点において受けていること。
- ２）九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の「土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」又は「地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」又は「測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の認定を受けている又は申請していること。ただし、認定を令和７年４月１日時点において受けていること。

②「１．（３）基本協定の内容」で２）を希望の場合

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の「土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」又は「地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」又は「測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の認定を受けている又は申請していること。ただし、認定を令和７年４月１日時点において受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在すること。

また、「1. (3) 基本協定の内容」で2)を希望する場合は以下の①または②のいずれかの資格を保有する技術者が在勤であること。

- ①技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門[選択科目：地質]）、又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）を有する者
- ②測量士

(7) 業務又は役務の実績

- ①「1. (3) 基本協定の内容」で1)を希望の場合

平成25年度以降公示日までに完了した役務又は業務（再委託による実績は含まない）の実績を有すること。なお、実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した役務又は業務を対象とする。

- ②「1. (3) 基本協定の内容」で2)を希望の場合

平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）の実績を有すること。なお、実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

- (8) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は単体（経常共同企業体を除く）で、参加資格を満足する社を対象とする。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話（代）0942-32-8245）

国土交通省九州地方整備局九州技術事務所 火山防災減災課

(2) 技術資料等説明書の交付方法

- ①交付方法：九州技術事務所ホームページで交付。（<http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/>）これにより難しい場合は、上記4. (1) まで連絡すること。

(3) 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和7年1月24日（金）から令和7年2月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ②提出場所：上記4. (1) に同じ。

- ③提出方法：参加申請書等必要書類をPDF形式（ファイル容量は10MBを超えないものとする。）で作成し、アドレス：qsr-kyugi@ki.mlit.go.jp：へメールで提出するものとする。

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出してもよいものとする。

ただし、郵送する際は表封筒に「『災害時における応急対策業務に関する基本協定』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、技術資料等説明書による。

- (2) その他、詳細は技術資料等説明書による。

公 告（協定３）

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和７年１月２４日

国土交通省 九州地方整備局
九州技術事務所長 山下 尚

１．基本協定の概要等

（１）基本協定名

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定

（２）基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災業務計画」及び「九州技術事務所防災業務計画」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄管理区間以外（他の地方整備局、地方自治体等）において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

（３）基本協定の実施内容

本協定の内容は、災害時における無人化施工の現場マネジメントとする。ここでいう、無人化施工の現場マネジメントとは、災害の拡大防止と早期復旧等に関する事項について、遠隔操縦式重機を用いた配置計画等を検討することを想定している。

（４）基本協定の区間及び締結予定業者数

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合にはその限りではない。

なお、協定締結業者数は１０社程度とする。

（５）基本協定の期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（６）基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者の選定については、九州地方整備局管内における次の項目等を技術資料等説明書「別添－１」の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し、決定するものとする。

- ① 企業又は派遣技術者の業務又は工事の実績
- ② 企業の災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績
- ③ 災害時における協定締結実績
- ④ 事務所までの距離
- ⑤ 派遣技術者の実績

（７）その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に災対機械等の出動等を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、前項（６）の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定、また、前項（６）の評価が同率の場合は、本基本協定締結業者の過去２カ年度の業務成績に基づき協定締結業者の優先順位を

決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、無人化施工の現場マネジメントを行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生や要請がなかった場合は、無人化施工の現場マネジメントの出動等を行わないことがあることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資の認定を受けている又は申請していること。

ただし、認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在し、以下のいずれかの資格を保有する技術者が在勤であること。

技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門[選択科目：地質]）

RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）を有する者

(7) 平成21年度以降公示日までに完了した遠隔操縦式重機を用いた業務又は工事について、企業又は派遣技術者の実績を有すること。

なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務又は工事を対象とする。

(8) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話 代0942-32-8245）

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 技術活用・人材育成課

(2) 技術資料等説明書の交付方法

①交付方法：九州技術事務所ホームページで交付。（<http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/>）

これにより難しい場合は、上記4.（1）まで連絡すること。

(3) 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和7年1月24日（金）から令和7年2月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝

祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4.（1）に同じ。

③提出方法：参加申請書等必要書類をPDF形式（ファイル容量は、10MBを超えないものとする。）で作成し、アドレス：gss-kyugi@ki.mlit.go.jpへメールで提出するものとする。

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出してもよいものとする。

ただし、郵送する際は表封筒に「『災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。

5. その他

（1）技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、技術資料等説明書による。

（2）その他、詳細は技術資料等説明書による。